

2025年3月18日

行政書士ADRセンター東京

## 自転車に関する4つの動画、公開いたします！

東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」（以下「当センター」という。）では、3月19日（水）より、交通安全の啓発を目的にした、4つの動画を公開いたします。

まず2つの動画は、「自転車クイズ 大人編」と「自転車クイズ 子どもへん」です。これらは、令和6年11月1日施行となった改正道路交通法により自転車運転における罰則が強化されたことや、2019年から2024年の6年間で交通事故全体に占める自転車関与事故の割合が約7%も増加している（※1）ことなどを鑑み、クイズを通して自転車の安全利用に関する知識や情報を楽しく学んでいただけるよう作成いたしました。大人から子どもまで、初心者の方から日常的に自転車を運転される方まで、幅広い層に理解を深めていただけることを期待しています。

そしてもう2つの動画は、「自転車事故に遭ってしまったら 被害者の場合」と「自転車事故に遭ってしまったら 加害者の場合」です。これらは、万が一自転車事故に遭ってしまった場合に、当日行なっておくべきことや今後の流れなどを適切に把握していただくことを目的に作成いたしました。動揺しがちな交通事故の現場においても、この動画をマニュアル的に見ていただくことで、落ち着いて対処・行動するための助けとなればと思います。

※1 情報元：警視庁 交通総務課 統計分析係「都内自転車の交通事故発生状況」より

また当センターでは、平成21年の認証取得以来「自転車事故に関するトラブル」は問い合わせの多い分野であり、愛護動物分野に次いで、相談件数、調停実施件数共に増加している分野となっています。通勤通学に加えて宅配サービスや観光、運動目的など、自転車の利用シーンが多様化する昨今、それらに合わせて事故によるトラブル等も今後増加することが予想されます。

春は、新生活が始まる季節です。通勤や通学で自転車を使い始める方や経路が変わる方も多いことと思います。また、令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間は春の全国交通安全運動期間であり、平成29年に施行された自転車活用推進法により、5月5日が「自転車の日」、5月が「自転車月間」と定められています。自転車利用や交通安全の普及啓発が促進されるこの時期に向けて、当動画が交通安全啓発の一助となれば幸いです。



### ① 事故現場での安全確保と救護

当日現場で！

#### 1 安全確保

（自分が助ける場合）自身の自転車やバイクが動き込まれないよう、自転車や歩道脇に移動させたり、安全を確保します。

#### 2 救護

救護をした場合は、加害者や近くの方に、原則、救急車（119番）を呼んでもらいます。救急車がある場合は車を止めるなど、応急処置をお願いします。



なお、各動画は、YouTube「東京都行政書士会 行政書士ADRセンター東京」にて3月19日（水）より公開予定です。

【動画公開日】2025年3月19日

【公開URL】<https://www.youtube.com/@adr5626>



#### 行政書士 ADR センター東京とは

行政書士 ADR センター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第 30 号）を取得している調停実施機関です。

取扱分野は、「外国人の職場環境・教育環境に関するトラブル」「自転車事故に関するトラブル」「ペットに関するトラブル」「賃貸住宅の敷金返還・原状回復に関するトラブル」の 4 種類です。調停では、専門のトレーニングを受けた行政書士が調停人となり、トラブル解決をサポートいたします。

#### **【本件に関するお問い合わせ先】**

行政書士 ADR センター東京（センター長 竹内 正也）

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6 東京都行政書士会館 4 階

<https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

TEL : 03-5489-7441（受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00） FAX : 03-5456-6839

広報担当 佐藤 希枝（090-8804-9502）